



「自宅のリフォームで施工業者にずさんな工事をされ裁判にもなったが、お風呂も使えず困っている…良心的な建築業者を紹介して欲しい…」と元教員のAさんから相談があったのは2月始めの事でした。当事務所に縁のある近くのB社を紹介した所、困難な手直し工事を引き受けて頂き、当面の改修が完了した約1ヵ月後、Aさんからお礼の電話がありました。消費者と

リフォームかし 手続きは事業者の側で 保険スタート!

事業者との橋渡しで喜んで貰えるのは有り難いことですが、最近住宅のリフォームでトラブルが多発しています。こうした時に役立つ『リフォームかし保険』がスタートしました。国が指定した保険法人が引き受けますが、手続きは事業者が行います。
①事業者登録で15,750円(2年目からは10,500円)②保険料は保険金額300万で23,200円、600万円で28,600円…他に③13,700~32,500円の検査料も…。国はネット検索の消費者向け事業者情報提供も予定しており、業者の早めの対応が必要です。



「今春の新規学卒者の5人に1人が即、失業者になる…」という現実。「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」という憲法27条が虚しく聞こえてきます。一方で「30代の子育て世代の男性のうち週60時間以上労働する労働者の割合は20%…」(総務省「労働力調査」)という状況の中で、改正労働基準法が施行されました。中でも年次有給休暇を時間単位で取得できる制度は、中小企業にも適用されます。大企業でも年休

時間単位のどう対応? まずは年休付与… 相談を

の取得率は50%を下回る現状を、年に5日を限度に時間単位で付与する事で改善しようとするのが狙いです。「半日や1日では取り難くても、2~3時間なら認めて欲しい…」という要望が従業員から当然出てくるでしょう。事業主としてどう対応したらいいのか…? 厚労省の分厚い説明書を熟読しても、実施に当たっての注意点が沢山あり、とても難解です。まずは当事務所社労担当にご相談下さい。



『住宅かし担保履行法』による許可行政庁への1回目の届出は、4/21(水)までです。お忘れなく!